

処遇改善加算に関するQ&Aについて

NO	質問内容について	回答	質問区分について	質問項目について	関連1	関連2	関連3	関連4	関連5
1	就労定着支援は報酬改定に伴い処遇改善加算算定可能となった  1. いずれの様式で申請するのか教えてください。 ・一時的に行なっている就労移行支援事業とあわせて様式2で提出してよいか ・それとも新たに算定する事業と捉え就労定着支援事業については様式7で提出が必要か  2. 様式7の場合加算率が変わるのなぜか、教えてください。 ・様式2は10.3% ・様式7は8.6%	以下のとおり回答いたします。 1.提出様式については、次のとおり 10以上の場合：別紙2-1関係 10未満の場合：別紙6-1関係 新規で加算取得の場合：別紙7-1関係※新加算区分Ⅲ及びⅣの場合  2.加算区分によっては、処遇改善の取得区分やサービスによって率が異なるため、様式記載の区分と厚生労働省通知の別表等をご参照ください。 なお、制度の点については、以下の厚生労働省のコールセンターにご連絡ください。 厚生労働省コールセンター：050-3733-0230	加算に関する こと	処遇改善加算 計画について	処遇改善加 算	サービス 共通			
2	「別紙様式6-1、6-2_処遇改善計画書_小規模事業所用計画書」のシート「別紙様式6-2_事業所個票1」について、(1)基本情報の項目「障害福祉サービス等報酬総額」の説明文に、「1年間のサービス等報酬総額（加算減算を含む。ただし処遇改善、ペア加算は除く）」とあります。厚生労働省の動画では、該当の項目は「処遇改善等を含めた全体的加減算を含む」との説明でした。どちらで入力すればいいでしょうか。	該当の項目は、「処遇改善加算等を含めた全体的加減算を含む」額をご記入ください。	その他(令和6年 度障害福祉サー ビス等処遇改善 加算)	処遇改善計画書 小規模事業所用 について	処遇改善加 算	サービス 共通			
3	処遇改善加算計画の提出期限が差し迫っておりますが体制等状況一覧はいつ頃掲載されるでしょうか？	体制等状況一覧について、処遇改善加算のページにリンクを掲載しておりますので、そちらから取得ください。  令和6年度障害福祉サービス等処遇改善計画書の届出	その他(処遇改善 加算計画 体制 等状況一覧)	処遇改善加算計 画 体制等状況 一覧について	処遇改善加 算	サービス 共通			
4	新加算2をとるためにはキャリアパス要件4「経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は、資金改善後の賃金額が年額440万円以上であることを満たす必要があるが、「小規模事業所等で加算額全体が少額である場合などは、適用が免除されます」この要件適用の免除について、計画書以外に必要な添付書類があるか、また必要な添付書類がある場合その様式はあるか、任意の様式であれば満たすべき項目等についてご教示願います。	キャリアパス要件4については、計画書提出時点では、別紙様式以外に提出する資料はございませんが、「小規模事業所等で加算額全体が少額である場合など」の場合は、事業所が指定権者が求める場合に「当該資金改善が困難な場合で合理的な説明」ができる資料を提示できるよう準備ください。	加算に関する こと	処遇改善加算の キャリアパス要 件について	処遇改善加 算	サービス 共通			
5	処遇改善臨時特例交付金の交付額は、令和6年2月～5月の報酬に交付率を乗じた額になりますか。 処遇改善計画書の申請額が、令和5年2月～5月の報酬に対して交付率を乗じた金額の2ヶ月分となっている為、実際の交付額について教えてください。	臨時特例交付金の交付額については、令和6年2月～5月の報酬に交付率を乗じた額になります。詳細は、補助金交付要綱をご確認ください。  令和5年度沖縄県福祉・介護職員処遇改善支援事業補助金交付要綱 <a href="http://cms-okinawa.ext.pref.okinawa.jp/system/assets/projects/default_project/_page_/001/026/374/kouhuyoukou.pdf?_id=1712847084">http://cms-okinawa.ext.pref.okinawa.jp/system/assets/projects/default_project/_page_/001/026/374/kouhuyoukou.pdf?_id=1712847084</a>  交付要綱抜粋 (事業対象経費等) 第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国実施要綱に基づき、福祉・介護職員に対して資金改善を行う施設・事業所に、当該資金改善を行うために必要な費用を交付するものとする。 2 補助金の交付の対象となる期間は、令和6年2月から令和6年5月までとする。ただし、障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る補助額の支給を最大2ヶ月対応することとする	その他(令和5年 度処遇改善臨時 特例交付金につ いて)	R5処遇改善臨 時特例交付金額 について	処遇改善臨 時特例交付 金	サービス 共通			
6	処遇改善の制度が変更となりましたが、提出様式等ありますか。	提出様式については、障害福祉課のHPに掲載しております。 制度の内容については、HP下部の厚生労働省のコールセンターにお問い合わせください。	加算に関する こと	処遇改善加算 のキャリアパス 要件につい て	処遇改善加 算	サービス 共通			
7	体制等状況一覧について、身体拘束未実施や業務継続計画未実施とありますがありとなしどちらにつければよいですか。	事業所において、身体拘束未実施減算及び業務継続計画未実施減算等の適用がある場合は、「あり」で適用がない場合は、「なし」にチェックください。	加算に関する こと	処遇改善加算 のキャリアパス 要件につい て	処遇改善加 算	サービス 共通			
8	体制等状況一覧表を2つ提出したいが、電子申請上提出できない。どのようにすればよいか。	「2事業所以上の体制等状況一覧表」に添付してご提出ください。	加算に関する こと	処遇改善加算 のキャリアパス 要件につい て	処遇改善加 算	サービス 共通			
9	前年度スタッフの数が変動し、結果的に賃金が減少した場合には、算定はどうなりますか。	別紙様式5の特別係事業に係る届出書等を他の様式と一緒にご提出いただき、内容を確認のうえ対応いたします。	加算に関する こと	処遇改善加算 のキャリアパス 要件につい て	処遇改善加 算	サービス 共通			
10	体制等状況一覧表の提出について新規指定時点のものを添付してよいか。	体制等状況一覧表については、令和6年4月の加算内容に変更となっているため、処遇改善のページから取得してご提出ください。	加算に関する こと	処遇改善加算 のキャリアパス 要件につい て	処遇改善加 算	サービス 共通			

NO	質問内容について	回答	質問区分について	質問項目について	関連1	関連2	関連3	関連4	関連5
11	令和6年4月に開所した場合の届出について	以下の様式の提出が必要となります。 ・別紙様式7（新加算区分3と4を算定する場合）※ ・体制等状況報告書  ※新加算区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを算定する場合は、以下の様式をご提出ください。 10以上の場合 様式2-1関係 10未満の場合 様式6-1関係	加算に関する こと	処遇改善加算 のキャリアパス 要件について	処遇改善加 算	サービス 共通			
12	児の事業所ですが、者の様式の別シートに児童分の体制等状況報告書があったため、そちらで提出を行ったが、問題ないか。	令和6年4月からの報酬改定内容が反映されている体制等状況報告書であれば問題ございません。	加算に関する こと	処遇改善加算 のキャリアパス 要件について	処遇改善加 算	サービス 共通			
13	利用実績のないサービスについて、見込み額の推定を0で記入してよいか。	0円で記入し、利用実績がある場合は、実績報告の際にご記入してください。	加算に関する こと	処遇改善加算 のキャリアパス 要件について	処遇改善加 算	サービス 共通			
14	令和6年3月1日に開所したため、給付費の前年度実績がない。どのようにすればよいか	合理的な方法により、推定値にてお見込みください。	加算に関する こと	処遇改善加算 のキャリアパス 要件について	処遇改善加 算	サービス 共通			
15	令和6年4月1日から新規で解説した事業者について、6月以降の加算が算定できないものがあるため、ご確認ください。	新加算区分Ⅰ、Ⅱ及びⅤで算定される場合は、別紙2-1又は別紙6-1関係でご提出ください。	加算に関する こと	処遇改善加算 のキャリアパス 要件について	処遇改善加 算	サービス 共通			